

「監督・安全衛生等業務及び労災保険給付業務の業務・システム最適化に係る
拠点 LAN 導入及び保守業務一式」
調達仕様書（案）

平成 20 年 3 月 14 日
厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務室

1. 調達件名	1
2. 作業の概要.....	2
2.1. 背景・目的	2
2.2. 用語の定義	2
2.3. 業務の概要	4
2.4. 作業スケジュール.....	5
2.5. 調達概要.....	6
2.5.1. 物品	6
2.5.2. 役務.....	6
2.6. 調達の範囲	8
2.7. 利用拠点概要.....	10
2.8. 納入物.....	10
2.8.1. 納入文書.....	10
2.8.2. 納入機器.....	14
2.8.3. 納入方法.....	14
2.8.4. 納入場所.....	15
2.8.5. 納入完了後の納入物の修正	15
2.8.6. 検収方法.....	15
2.9. 発注者が参加表明業者へ提供する情報.....	15
3. 規模・性能要件	17
3.1. 規模要件	17
3.2. 性能要件	17
4. 信頼性等要件	18
4.1. 信頼性要件	18
4.2. 拡張性要件	18
4.3. 上位互換性要件	18
4.4. システム中立性要件	18
4.5. 事業継続性要件	18
5. 情報セキュリティ要件.....	19
5.1. 権限要件.....	19
5.2. 情報セキュリティ対策.....	19
6. 情報システム稼動環境.....	20
6.1. 全体構成.....	20
6.2. ネットワーク環境.....	20
6.2.1. ネットワーク構成.....	20

6.2.2.	ネットワーク機器仕様	21
6.3.	その他機器	23
7.	テスト要件定義	24
8.	移行要件定義	25
9.	保守要件定義	26
10.	SLA（サービスレベル協定）	29
10.1.	次期基準労災システムに対するサービスレベル協定	29
10.1.1.	SLAを評価するうえでの前提条件	29
10.1.2.	セキュリティ対策に関するSLA項目	30
10.1.3.	利用拠点LANに関するSLA項目	31
10.2.	SLA遵守に関する規定	33
10.2.1.	基本的な考え方	33
10.2.2.	SLA評価時期	33
10.2.3.	SLA達成度合いの指標	33
10.2.4.	SLA達成度合い向上のための措置	33
10.2.5.	サービスレベルの達成が困難な状況が続く場合の措置	34
11.	作業の体制及び方法	35
11.1.	作業体制	35
11.2.	全般的作業要件	38
11.3.	導入作業要件	39
11.4.	撤去・搬出作業要件	41
12.	特記事項	42
12.1.	契約条件	42
12.2.	セキュリティ	42
12.3.	環境への配慮	42
12.4.	調達物品	42
12.5.	価格明細提示義務	42
12.6.	責任の所在	43
12.7.	知的財産権等	43
12.8.	秘密の保持	43
12.9.	遵守事項	44
12.10.	入札制限	44
12.11.	連絡先	45
13.	妥当性証明	47
14.	別紙	48
14.1.	利用拠点所在地一覧	48

14.2.	利用拠点別導入機器台数一覧	48
14.3.	最適化スケジュール.....	48

1. 調達件名

「監督・安全衛生等業務及び労災保険給付業務の業務・システム最適化に係る拠点 LAN 導入及び保守業務一式」

2. 作業の概要

2.1. 背景・目的

厚生労働省は、「電子政府構築計画」(平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改定) に基づき、平成 17 年度に「業務・システム最適化計画策定指針 (ガイドライン) 第 4 版」(平成 17 年 2 月 2 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議事務局報告) を踏まえ、「監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 29 日)、「労災保険給付業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 29 日) を策定した。当該最適化計画に従い、平成 18 年度より現在の労働基準行政情報システム及び労災行政情報管理システムは次期労働基準行政情報システム及び次期労災行政情報管理システム (以下、「次期基準労災システム」という。) として再構築が開始されており平成 20 年度の I 期稼動を経た後、平成 22 年度に II 期稼動を迎える予定である。

次期基準労災システムの稼動開始予定は以下の通り。

平成 20 年 10 月 : 共通基盤の整備、次期基準システムの現行機能

平成 22 年 10 月 : 次期基準システムの追加機能、次期労災システムの全機能

本書は、次期基準労災システムの利用拠点における構内通信機器の導入及び保守業務の調達に係る仕様書である。なお、本調達にて導入・保守対象となる構内通信機器の設計作業は、次期基準労災システムの設計・開発業者が対応する。また、構内通信機器の監視を始めとする運用業務は、平成 20 年度に別途調達する次期基準労災システムの運用業者が対応する。

本書にて示された調達範囲の役務は、業務・システム最適化計画、本仕様書とともに、最新の「業務・システム最適化指針 (ガイドライン)」に基づき実施すること。

2.2. 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義は、表 2.2-1 に示すとおりである。

表 2.2-1 用語の定義

用語	定義
拠点 LAN	受注者が導入、保守する利用拠点のネットワーク (LAN) のこと。
組織	統合ネットワークに接続する厚生労働省の組織 (本省、監督署等) のこと。
本省	組織のうち、厚生労働省の本庁舎及び分庁舎、厚生労働省 (芝庁舎) 内労働保険審査会事務室のこと。

関係団体	組織のうち、労災ケアサポート事業受託者、福祉医療機構、労災診療費審査体制等充実強化対策事業受託者のこと。
センタ的拠点	次期基準労災システムのサーバ群が設置される組織（上石神井庁舎新電算棟）のこと。
利用拠点	次期基準労災システムの端末等が設置される組織(本省、監督署、関係団体) のこと。
導入	指定の場所への調達機器の設置、配線、接続及び設定を行い、稼動するための動作確認等が終了した上で、これらを労災保険業務室（以下「発注者」という。）へ引渡し可能な状態にすること。接続とは、調達機器間の接続のみならず、統合ネットワーク、労働局 LAN 共有スイッチ及びセンタ共有スイッチ等への接続作業を含む。
納入	納入物を発注者に納品すること。
統合ネットワーク	センタ的拠点及び各利用拠点を結ぶ広域ネットワークのこと。正式には「厚生労働省ネットワーク（共通システム）」といい、その略称である。
統合ネットワークルータ	統合ネットワークへ接続するため各拠点に設置される WAN 接続機器のこと。拠点により、次期基準労災システムのみが接続する専用機器である場合と、他システムからの接続も考慮した共有機器である場合がある。
統合ネットワーク担当者	統合ネットワークの維持（サービス提供を含む）管理・運用を行う管理主体。個別システム（拠点 LAN を含む）が統合ネットワークに接続する際の調整先となる。
スイッチ	本役務の受注者が利用拠点に設置する L2 スwitch の略称。
SHUB	端末やプリンタ等を直取するために、本役務の受注者が利用拠点に設置するスイッチングハブの略称。
閉庁日	休業日のこと。土日祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までが休業日となる。
設計・開発業者	本調達の対象となるネットワークを設計する業者であると同時に、次期基準労災システムの運用全体に対して統括的に責任を持つ業者（統括責任者）のこと。
運用業者	本調達の対象となるネットワークを含めた次期基準労災システムの監視を始めとする運用作業を設計・開発業者の統括の下で実施する業者のこと。
ハードウェア等納入業者	センタ的拠点におけるサーバ及びネットワーク機器並びに利用拠点における端末及びプリンタ等を導入及び保守する業者のこと。

労働局 LAN 運用保守業者	労働局 LAN の運用及び保守を役務とする業者。労働局 LAN が正常に稼動しているか監視し、障害を検知次第、原因となる設定及び構成の修正並びに機器の修理及び交換を実施し、復旧させる業者のこと。
労働局 LAN 共有スイッチ	平成 19 年度中に調達したスイッチ。労働局に設置する次期基準労災システム及び他システムの端末及びプリンタ等が統合ネットワークへアクセスする際の接続を集約する。当機器を含めた労働局 LAN は、労働局 LAN 運用保守業者により運用及び保守される。本調達と労働局 LAN 共有スイッチとの関係は、「2.6 調達の範囲」を参照のこと。
センタ共有スイッチ	センタ的拠点（上石神井庁舎新電算棟）に設置されている次期基準労災システム及び他システムのサーバ機器と統合ネットワークルータを接続するスイッチ。また、利用拠点のうち本省である上石神井庁舎事務棟が統合ネットワークへアクセスする際の接続ポイントでもある。統合ネットワーク等との位置関係は図 2.6-4 を参考にすること。

2.3. 業務の概要

利用拠点の職員は、拠点 LAN に接続する次期基準労災システムを利用して監督・安全衛生等業務（以下「基準業務」という。）及び労災保険給付業務（以下「労災業務」という。）を行う。職員が利用する次期基準労災システムの端末、OCR、プリンタ等の機器は、拠点 LAN と接続し、統合ネットワークを経由してサーバ機器が設置されるセンタ拠点との通信を行う。

拠点 LAN に接続する次期基準労災システムを用いて以下の業務が行われる。

(1) 基準業務の概要

ア. 監督関係業務

労働基準監督制度に基づき、事業場等に対し労働基準法第 101 条第 1 項などに基づく臨検監督（以下、「臨検監督」という。）を実施し、労働基準関係法令違反が認められた場合には事業主等とその改善を求め、危険性の高い機械・設備等についてはその場で使用停止などを命じる行政処分を行い、重大・悪質な場合は司法処分を行う業務である。

平成 16 年中に事業場に赴き臨検監督を実施した件数は、年間約 16 万 6 千件、司法処分を行い地方検察庁に送検した件数は、年間約 1300 件である。

イ. 安全衛生関係業務

労働災害防止計画を定め、死亡災害の撲滅、労働災害の減少を図るほか、業務と過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の減少を図り、重大

な労働災害が発生した場合は、災害調査を実施し、その原因究明と再発防止についての必要な指導を行う業務である。

ウ. 賃金関係業務

最低賃金額の決定及び履行確保を行う業務である。

(2) 労災業務の概要

労災保険給付関係業務は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護に寄与するために行う業務である。

労働者災害補償保険制度に基づく労災保険給付業務に係る処理件数は、平成15年度においては年間898万件を超えており、毎年ほぼ横ばいで推移しているところである。

具体的には、①一時金等及び年金の労災保険給付業務に係る業務（審査請求を含む。）の請求は約687万件、②第三者行為災害における求償等及び特別加入の承認等に係る業務の申請は約155万件、③義肢等の支給及びアフターケア等の労働福祉事業に係る業務の請求は約56万件となっている。さらに、④給付統計に係る統計処理は年間約400回、メリット制に係る業務の請求は約14万件となっている。

また、被災労働者及び指定医療機関等からの問い合わせ等に対し行う、給付履歴状況等の情報検索の件数は、年間86万件を超えている。

2.4. 作業スケジュール

本調達における役務に係る作業スケジュールを図 2.4-1に示す。なお、作業スケジュールは現時点の想定であり、受注者決定後に決定することとする。

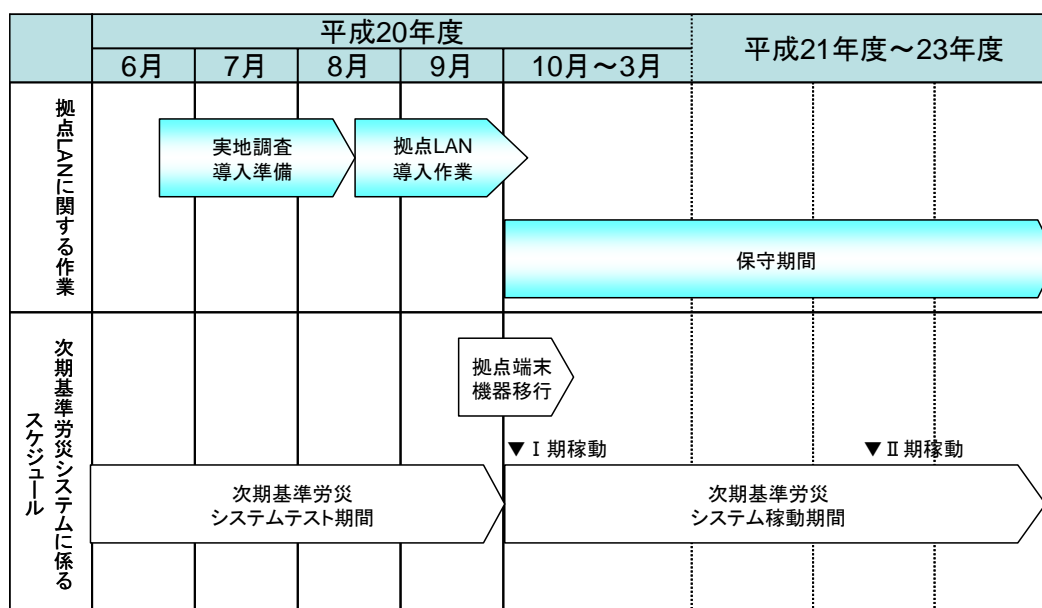


図 2.4-1 作業スケジュール

2.5. 調達概要

2.5.1. 物品

本仕様書に記述する要求仕様を満たす以下の物品とする。

- (1) L2 スイッチ
- (2) SHUB
- (3) LAN ケーブル
- (4) メディアコンバータ
- (5) 机/棚

詳細は「6.2.2. ネットワーク機器仕様」、「6.3. その他機器」を参照のこと。

2.5.2. 役務

受注者は拠点LANの導入及び保守に関する作業を行うこと。作業の実施にあたっては、「3. 規模・性能要件」、「4. 信頼性等要件」、「5. 情報セキュリティ要件」及び「6. 情報システム稼動環境」に示す要件を踏まえ、導入及び保守等に関する役務を遂行すること。

以下に本役務に係る作業の概要を示す。なお、本調達はソフトウェア開発を目的としたものではないが、発注者と応札者の認識の齟齬をなくす目的で、役務内容と関係する SLCP-JCF98 のアクティビティを以下に示すため、参考にすること。

表 2.5-1 役務概要

項番	作業	詳細記述箇所	SLCP-JCF98 のアクティビティ
1	導入	11.3.導入作業要件	<ul style="list-style-type: none">・ 1.4.1 プロセス開始の準備・ 1.4.4 業務詳細設計・ 1.4.6 ソフトウェア方式設計・ 1.4.7 ソフトウェア詳細設計・ 1.4.13 ソフトウェア導入・ 1.2.6 レビュー及び評価
2	テスト	7.テスト要件定義	<ul style="list-style-type: none">・ 1.4.8 ソフトウェアコード作成及びテスト
3	移行	8.移行要件定義	<ul style="list-style-type: none">・ 1.6.5 移行
4	保守	9.保守要件定義	<ul style="list-style-type: none">・ 1.6.1 プロセス開始の準備・ 1.6.3 修正の実施・ 1.6.4 保守レビュー及び受入れ
5	撤去・搬出	11.4.撤去・搬出作業要件	<ul style="list-style-type: none">・ 1.6.6 システム又はソフトウェア廃棄

- (1) 導入作業要件の概要

- ア. 「6.2.2. ネットワーク機器仕様」を満たす機器を利用拠点に設置した上で、配線及びネットワーク機器の設定を行うこと。
 - イ. 事前に現地調査を行い、設計・開発業者が作成した利用拠点レイアウト、機器構成図及び機器構成表をもとに、ネットワーク機器の設置場所等について利用拠点の担当者と最終調整を行うこと。
 - ウ. 拠点 LAN の導入にあたっては、利用拠点に設置された統合ネットワークルータとの接続手順や動作確認手順等について、統合ネットワーク担当者と十分に調整した上で、必要な作業を行うこと。統合ネットワークは厚生労働省の多数のシステムが利用する広域ネットワークであり、問題が発生した場合には影響範囲が非常に大きいことを留意した上で作業を行うこと。
 - エ. 設置レイアウト図、機器構成図及び機器構成表に導入結果を反映し、発注者の承認を得ること。
 - オ. 詳細については、「11.3. 導入作業要件」を参照のこと。
- (2) テスト作業要件の概要
- ア. 導入した拠点 LAN の疎通確認試験を行うこと。
 - イ. 統合ネットワークルータ等との接続確認のために疎通確認試験を行うこと。
 - ウ. 詳細については、「7. テスト要件定義」を参照のこと。
- (3) 移行要件の概要
- ア. 次期基準労災システムのハードウェア等納入業者が端末等を設置し拠点 LAN に接続する際には、接続に必要な情報を開示し、ハードウェア等納入業者と十分に調整すること。
 - イ. ハードウェア等納入業者が行う疎通確認作業や、設計・開発業者が行うアプリケーションの動作確認作業を行う際には、移行作業が円滑に進むように立ち会うことで、必要に応じて機器設定内容の確認や、結線状況の確認等を行うこと。
 - ウ. 詳細については、「8. 移行要件定義」を参照のこと。
- (4) 保守要件の概要
- ア. 導入した拠点 LAN の保守管理（障害復旧作業、機器交換等）を行うこと。
 - イ. 一元的に受付を行う障害対応窓口を設置すること。
 - ウ. 障害の原因究明及び復旧のために、システムログ等の解析を行うこと。
 - エ. 環境変更に伴うネットワーク機器の設定変更作業を行うこと。
 - オ. 設置場所の端末機器等のレイアウト変更に伴う、ネットワーク機器の移設、ケーブル結線作業等を行うこと。
 - カ. 他システムの端末機器等が拠点 LAN に接続する際には、接続に必要な情報を開示し、他システム端末導入業者からの問合せに対応すること。
 - キ. 「10. SLA（サービスレベル協定）」に定めるSLAに遵守すること。
 - ク. 詳細については、「9. 保守要件定義」を参照のこと。

(5) 撤去・搬出作業要件の概要

- ア. 契約終了時に、導入した拠点 LAN に係る機器全てについて、撤去・搬出を行うこと。
- イ. 詳細については、「11.4. 撤去・搬出作業要件」を参照のこと。

2.6. 調達の範囲

本役務は、図 2.6-1に示す利用拠点におけるLAN導入及び保守作業とする。

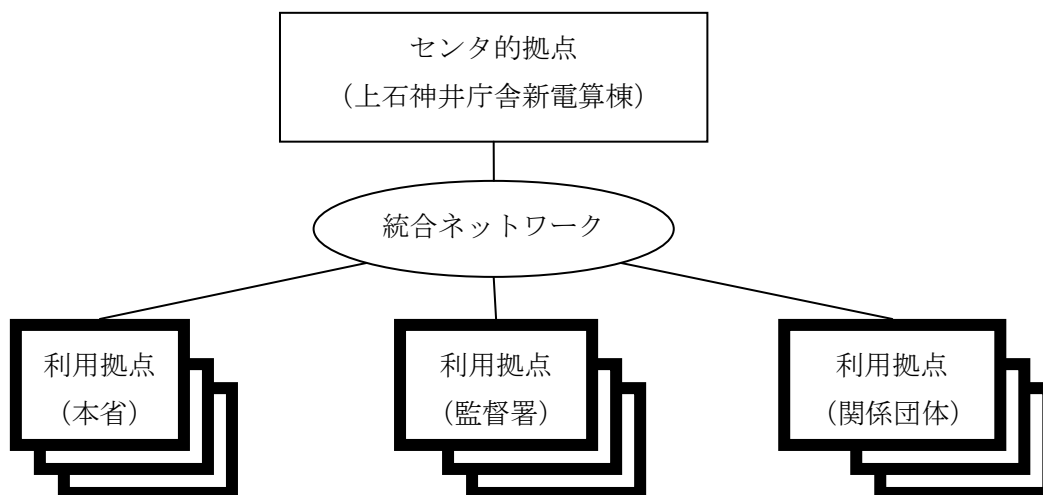


図 2.6-1 調達範囲

図 2.6-2の太実線で示すとおり、ルータに接続するケーブルからSHUBまでとする。

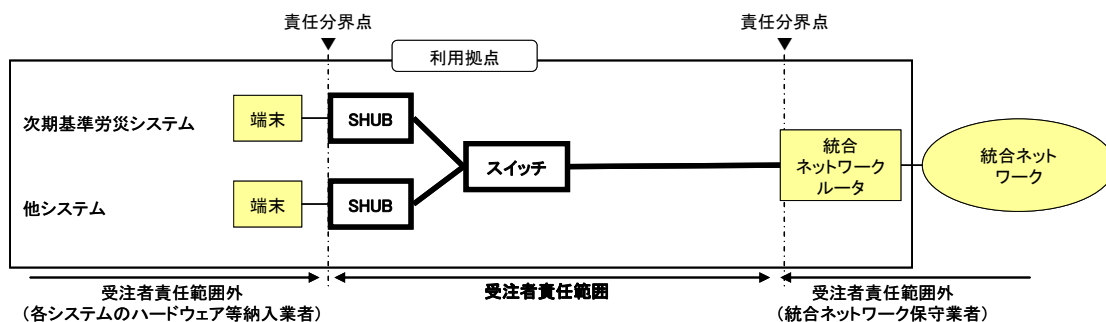


図 2.6-2 基本的な利用拠点における他業者との責任分界点

ただし、図 2.6-3の太実線に示すとおり、一部の監督署は、労働局と同一の建物に同居している場合があり、その際にスイッチを接続する機器は、統合ネットワークルータではなく、労働局LAN共有スイッチとなる。そのため、接続にあたっては、労働局において労働局LAN共有スイッチが設置されていることを事前に確認し、労働局LAN運用保守業者と接

続に必要な情報を交換する等の連携をする必要がある点に留意すること。なお、これに該当する監督署は、「14.1. 利用拠点所在地一覧」にて確認すること。

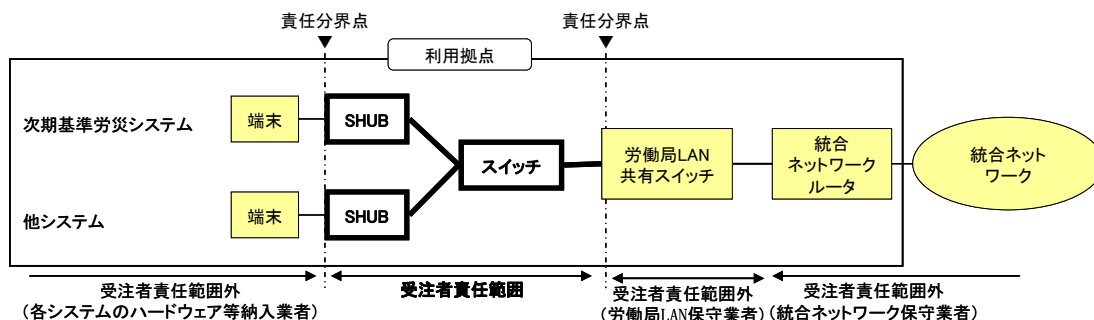


図 2.6-3 労働局と同居している利用拠点における他業者との責任分界点

図 2.6-2及び図 2.6-3における構成の違いは、各利用拠点における統合ネットワークとの接点について、原則的にLAN回線を1系統化することが「厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画 LAN構築標準化基準」によって定められていることに起因する。つまり、労働局と監督署が同居している場合は、既に労働局LANが統合ネットワークルータへ接続しているため、労働局LAN共有スイッチを経由して統合ネットワークへ接続することとなる。

また、図 2.6-4に図示するとおり、利用拠点である本省のうち上石神井庁舎事務棟については、利用拠点LANの接続先が上石神井庁舎新電算棟に設置されているセンタ共有スイッチである点に注意すること。特に、上石神井庁舎事務棟と上石神井庁舎新電算棟は同一敷地内にて隣接しており、その間は地下の配管を経由しての接続となるため、役務の遂行にあたっては留意すること。

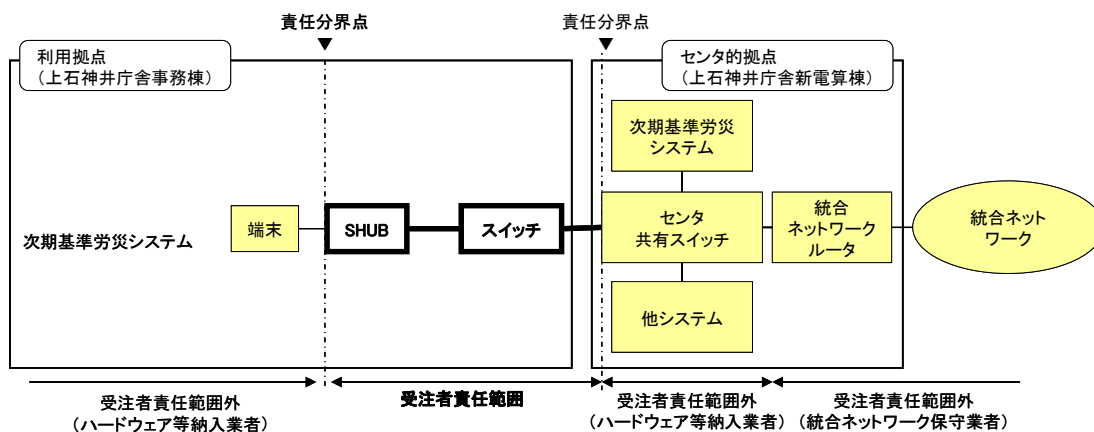


図 2.6-4 上石神井庁舎事務棟における他業者との責任分界点

なお、図中の詳細な機器要件については、「6.2.2. ネットワーク機器仕様」を参照のこと。また、ネットワーク構成の概要図については「6.2.1. ネットワーク構成」を、構成するネットワーク機器の一覧については「14.2. 利用拠点別導入機器台数一覧」を参照のこと。

2.7. 利用拠点概要

利用拠点の分類及び場所について表 2.7-1に示す。なお、詳細は、「14.1. 利用拠点所在地一覧」を参照のこと。

表 2.7-1 利用拠点概要

項番	分類	利用拠点	場所
1	本省	厚生労働省（本庁舎）	東京都千代田区霞が関中央合同庁舎第5号館内
2	本省	分庁舎 事務棟内労災保険業務室 ※平成21年4月以降、事務棟解体工事（予定）のため、端末環境を分庁舎敷地内で移設する	東京都練馬区上石神井
3	本省	厚生労働省（芝庁舎）内労働保険審査会事務室	東京都港区芝公園 労働委員会会館内
4	監督署	労働基準監督署	全国の労働基準監督署 （含む、支署・駐在事務所）
5	関係団体	労災ケアサポート事業受託者 （当受託者は年度毎に変更の可能性がある。）	全国 48 ヶ所の労災ケアサポート事業受託者
6	関係団体	福祉医療機構	東京都港区虎ノ門
7	関係団体	労災診療費審査体制等充実強化対策事業受託者 （当受託者は年度毎に変更の可能性がある。）	全国 47 ヶ所の労災診療費審査体制等充実強化対策事業受託者

2.8. 納入物

2.8.1. 納入文書

納入文書を表 2.8-1に示す。なお、本調達はソフトウェア開発を目的としたものではないが、発注者と受注者の認識の齟齬をなくす目的で、納入文書と関係するSLCP-JCF98のアクティビティについて記載する。

表 2.8-1 納入文書一覧

項番	納入物	納入期限	納入場所	内容説明
1	導入計画書	契約締結後、10営業日以内	労災保険業務室	作業スケジュール、作業体制表、機密保持管理方法、動作確認試験方針、その他作業推進上必要な各種方針や計画、規則等を記述したドキュメント。 ＜SLCP-JCF98のアクティビティ＞ ・1.4.1 プロセス開始の準備
2	進捗管理表		労災保険業務室	WBS や EVM 管理表を記述したドキュメント。 ＜SLCP-JCF98のアクティビティ＞ ・1.2.5 実行及び管理
3	品質管理表		労災保険業務室	各種要件を満たしていることを保証する品質確保・維持に関するドキュメント。 ＜SLCP-JCF98のアクティビティ＞ ・1.2.5 実行及び管理
4	課題管理表		労災保険業務室	プロジェクト遂行上、様々な局面で発生する課題について、課題内容、対応状況、対応結果等を管理するドキュメント。 ＜SLCP-JCF98のアクティビティ＞ ・1.2.5 実行及び管理
5	導入結果報告書	導入完了後とし、導入計画書にて別途規定	労災保険業務室	動作確認試験の実施結果を踏まえ、導入計画に対する導入作業の実施結果を報告する納入物。 ＜SLCP-JCF98のアクティビティ＞ ・1.2.6 レビュー及び評価 ・1.4.13 ソフトウェア導入
6	導入機器リスト		労災保険業務室	導入機器を一覧化したもの。 ＜SLCP-JCF98のアクティビティ＞ ・1.4.6 ソフトウェア方式設計

7	製品マニュアル		労災保険 業務室 各利用拠点	導入機器等に添付された操作マニュアルや機器諸元表等のドキュメント。 ＜SLCP-JCF98のアクティビティ＞ ・1.4.4 業務詳細設計
8	設置レイアウト図		労災保険 業務室 各利用拠点	発注者が電子ファイルで提示したネットワーク機器の設置場所とLANケーブルの配線経路を図示した利用拠点レイアウトに導入結果を受注者が反映させたドキュメント。 ＜SLCP-JCF98のアクティビティ＞ ・1.4.7 ソフトウェア詳細設計 ・1.6.1 プロセス開始の準備
9	機器構成図		労災保険 業務室 各利用拠点	発注者が電子ファイルで提示したネットワーク機器毎のポート接続先設計図に導入結果を受注者が反映させたドキュメント。 ＜SLCP-JCF98のアクティビティ＞ ・1.4.7 ソフトウェア詳細設計 ・1.6.1 プロセス開始の準備
10	機器構成表		労災保険 業務室 各利用拠点	発注者が電子ファイルで提示したネットワーク機器毎の詳細な設定情報に導入結果を受注者が反映させたドキュメント。 ＜SLCP-JCF98のアクティビティ＞ ・1.4.7 ソフトウェア詳細設計 ・1.6.1 プロセス開始の準備
11	保守計画書	契約締結後、10営業日以内	労災保険 業務室	セキュリティ管理方法、駆けつけ時間、修理方法、限度修理時間、スケジュール表、品質管理表、リスク管理表、プロジェクト体制表、保守拠点一覧、プロジェクト推進上必要な各種規則等のドキュメント。 ＜SLCP-JCF98のアクティビティ＞ ・1.6.1 プロセス開始の準備

12	利用実績報告書	平成20年6月末以後、借入期間が終了するまで四半期ごと	労災保険業務室	借入対象となっている機器等に関する明細書、利用実績に関する書類、保守費用に関する明細書、役務に係る明細書等。 <SLCP-JCF98のアクティビティ> ・1.5.6 システム運用の評価
13	保守報告書	平成20年6月末以後、借入期間が終了するまで四半期ごと)	労災保険業務室	保守業務における保守・点検、障害状況、SLA 遵守状況等の結果報告ドキュメント。 <SLCP-JCF98のアクティビティ> ・1.6.3 修正の実施 ・1.6.4 保守レビュー及び受入
14	作業実施報告書	「8. 移行要件定義」に記載されている作業及び「9. 保守要件定義」に記載されている保守作業を実施の都度	労災保険業務室	保守作業の実施結果の報告書。 <SLCP-JCF98のアクティビティ> ・1.6.3 修正の実施
15	撤去・搬出に関する計画書	撤去実施2ヶ月前	労災保険業務室	作業スケジュール、作業体制表、機密保持管理方法、動作確認試験方針、その他作業推進上必要な各種方針や計画、規則等を記述したドキュメント。 <SLCP-JCF98のアクティビティ> ・1.6.6 システム又はソフトウェア廃棄
16	撤去対象機器リスト	撤去実施2ヶ月前	労災保険業務室	撤去機器を一覧したもの。 <SLCP-JCF98のアクティビティ> ・1.6.6 システム又はソフトウェア廃棄
17	撤去報告書	撤去完了1週間後	労災保険業務室	撤去・搬出計画に対する作業の実施結果を報告する納入物。 <SLCP-JCF98のアクティビティ> ・1.6.6 システム又はソフトウェア廃棄

2.8.2. 納入機器

表 2.8-2 納入機器及び納入期限

項番	納入物	納入期限	納入場所	内容説明
1	L2 スイッチ	導入計画書にて別途規定	各利用拠点	受注者が導入する機器一式。
2	SHUB			
3	LAN ケーブル			
4	メディアコンバータ			
5	机/棚			
6	導入機器のフルバックアップ媒体	導入完了直後とし、以後は構成変更の都度と発注者が別途指示したとき	労災保険業務室	導入機器の稼動に必要な設定やログ情報のバックアップを取得可能な機器については、その機器のフルバックアップを正副取得する。

2.8.3. 納入方法

- ア. 表 2.8-1に示す納入文書は紙及び磁気媒体等（CD-R、MO等）により、日本語で納入すること。
- イ. 紙のサイズは、日本工業規格 A 列 4 番を原則とする。図表については、必要に応じて A 列 3 番縦書き・横書きを使用することができる。また、バージョンアップ時等の差し替えが可能なようにバインダー方式とし、差し替え作業は受注者によって行う。ただし、発注者が別に形式を指定した場合は、この限りではない。
- ウ. 磁気媒体等に保存する形式は、作成したアプリケーションの文書ファイル形式に加え PDF 形式とする。ただし、発注者が別に形式を指定した場合は、この限りではない。

- エ. 紙及び磁気媒体については、2部ずつ用意すること。なお、「製品マニュアル」「設置レイアウト図」「機器構成図」「機器構成表」については全国の利用拠点に2部ずつ配布すること。ただし、発注者が別に部数を指定した場合は、この限りではない。

2.8.4. 納入場所

表 2.8-1及び表 2.8-2に従うこと。ただし、発注者が別途場所を指定する場合がある。

2.8.5. 納入完了後の納入物の修正

受注者は、契約期間中において、納入したドキュメントに修正の必要が発生した場合は、原則として修正後の全編を、当該時点から10営業日以内に提出すること。なお、すでに納入したものであっても、紙については更新履歴と修正ページを、磁気媒体等については修正後の全編を速やかに提出すること。

2.8.6. 検収方法

本調達機器等の納入完了後に発注者（利用拠点担当者を含む）による検収を行う。なお、検収にあたっては、受注者が立ち会うこと。検収の結果、本調達機器等の全部または一部に不合格品が発見された場合には、受注者は直ちに当該機器等を引き取り、受注者の負担においてその代替機器等を発注者の指定した日時までに納入すること。

また、保守期間中においては、表 2.8-1に示す納入物のうち、項番 13「利用実績報告書」及び項番 14「保守報告書」及び項番 15「作業実施報告書」については、納入時期の都度、発注者に提出した上で検収を受けること。

2.9. 発注者が参加表明業者へ提供する情報

本仕様書のほかに、応札者（参加表明業者）に対して、表 2.9-1に示す資料及び情報を提供する。

表 2.9-1 提供情報一覧

項番	提供資料名	概要	提供方法
1	利用拠点所在地一覧	導入対象の拠点名と所在地の一覧	本仕様書の「14.1. 利用拠点所在地一覧」として提供する。
2	利用拠点別導入機器台数一覧	利用拠点毎に導入するネットワーク機器の台数を示した一覧	本仕様書の「14.2. 利用拠点別導入機器台数一覧」として提供する。

項番	提供資料名	概要	提供方法
3	最適化スケジュール	次期基準労災システムの最適化の全体スケジュール及び受注者作業の全体スケジュール	本仕様書の「14.3. 最適化スケジュール」として提供する。
4	利用拠点レイアウト	導入する LAN に接続する機器（端末、プリンタ、OCR 等）の設置場所及びフロアの形状等について図示したもの	参加表明業者に対して閲覧資料として紙媒体で提供する。
5	機器構成図	ネットワーク機器毎のポート接続先設計図	参加表明業者に対して閲覧資料として紙媒体で提供する。
6	機器構成表	ネットワーク機器毎の詳細な設定情報	参加表明業者に対して閲覧資料として紙媒体で提供する。
7	レイアウト変更実績	利用拠点におけるレイアウト変更等の実績	参加表明業者に対して閲覧資料として紙媒体で提供する。
8	運用業者のサービスレベル協定	「11.1. 作業体制」にて示す運用業者へ課す予定のサービスレベル協定案	参加表明業者に対して閲覧資料として紙媒体で提供する。

3. 規模・性能要件

設計・開発業者は、以下の規模要件、性能要件を踏まえ拠点 LAN の設計を行っている。受注者においても、以下の要件を前提に作業を行うこと。

3.1. 規模要件

(1) 導入機器台数

全国に 2000 台以上のネットワーク機器を導入する。詳細は、「14.2. 利用拠点別導入機器台数一覧」を参照のこと。

(2) 利用拠点数

全国に約 450 の利用拠点が存在する。詳細は、「14.1. 利用拠点所在地一覧」を参照のこと。

(3) 利用者数

表 3.1-1 利用者数内訳

項番	利用者区分	利用者所属先	利用者数	備考
1	正職員	基準・労災	8500 名	
2	臨時職員	基準	1500 名	
3		労災	1500 名	
4	関係団体	安全衛生情報センター 運営事業受託者	20 名	
5		労災診療費審査体制等 充実強化対策事業受託者	700 名	
6		労災ケアサポート事業受託者	200 名	
7		福祉医療機構		
合計			12420 名	

3.2. 性能要件

通信トラフィック量は、発生するトラフィックが 1 拠点あたり最大でも 100Mbps に満たない事を想定しているため、各利用拠点 LAN の通信速度は、少なくとも 100Mbps に対応する。また、ネットワーク機器のバックプレーン容量及びスイッチング速度は、この 100Mbps の通信速度を妨げることの無い性能を有する。なお、この想定した通信トラフィック量は、最もトラフィックが集中する統合ネットワークとの接続点における、次期基準労災システムの必要帯域を確認した結果として、100Mbps で十分との結論に達している。